

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成24年2月22日（水曜日）

予算・決算委員会

日時 平成24年2月22日（水曜日） 午後1時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

- 1 第13号議案 「質疑・討論・採決」
- 2 第14号議案～第22号議案 「質疑・討論・採決」

出席委員（15名）

委員長	滝川健司	副委員長	加藤芳夫		
委員	下江洋行	前崎みち子	山田たつや	中西宏彰	中根正光
	鈴木達雄	長田共永	鈴木司郎	鈴木眞澄	丸山隆弘
	森 孝	菊地勝昭	荒川修吉		
議長	夏目勝吾				

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 西尾泰昭 書記 伊田成行 伊藤千加

開会 午後1時00分

○滝川健司委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本委員会は、本日の本会議において本委員会に付託されました第13号議案 平成23年度新城市一般会計補正予算（第7号）から第22号議案 平成23年度新城市工業用水道事業会計補正予算（第2号）までの10議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いします。

第13号議案 平成23年度新城市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは質疑させていただきます。歳出2款1項5目人事管理費、自治人事制度構築事業、ページ数は29ページでございます。

業務委託費を取りやめた理由はということをよくお願いします。

○滝川健司委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 業務委託を取りやめた理由ということですが、人事考課制度構築業務委託は、平成22年5月に発足した自治人事制度検討委員会の議論におきまして、職員の育成に主眼を置きつつも職員の意欲、能力、実績が適切に反映される人事考課制度が必要であるとの意見から、そのための制度構築に要するものとして計上したものでした。

本年度の委員会での検討は、問題点や課題の洗い出しでなく、制度内容そのものに踏み

込んだ議論となっております。昨年10月の委員会からの第1次答申を踏まえ、12月末に市決定しました新城市人材育成基本方針においては、人事考課制度を現行の実績考課の改善とともに、新たに能力考課を追加する二本立てとすることが打ち出されております。また、本年3月に予定されております最終答申では、人事考課の結果を現行の勤勉手当の成績率への反映だけでなく、今後は昇級、昇任にも拡大し反映できるような制度への転換をはじめ、人事給与制度全般にわたる改革案も提案される予定となっております。

こうしたことから、市では、委員会からの最終答申のより具体的な提案内容を十分踏まえながら、市職員にふさわしく、また職員も納得できる新たな人事考課制度の構築に着手することが実効性の点からも適切であると考え、予算全額の減額補正をお願いするものがあります。

以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 22年5月の検討委員会以降、いろいろ審査を重ねた結果ということだと思うんですけども、昨年度の年度当初の予算説明、これは23年度3月だと思うんですけども、そのときに確か丸山委員だと思うんですけども同じような質疑を出されて、今年度は特に確か500万円弱の予算を付けさせていただいて委託に出すと、出して職員ともども一緒になって人事制度の構築をしていくという答弁を確かいただいておりますけれども、その辺の意気込みと23年度以降になった検討委員会の中での調整というのか、不具合というのが出てきておると思うんですけども、23年度当初予算を設定するときに、恐らくその辺の調整はしておると思うんですけども、それでも取りやめたということになったわけなんですけれども、その当時の意気込みと、どうしてそういうふうにして委託に出そうと思って考えていたことが取りや

めになったかということですが、これは当時、確か山崎、今は現部長になっておりますけれども、参事だったと思うんですけれども、その人の答弁、私もちょっと議事録を読ませていただきましたら、かなり23年度は踏み込んだ委託へ出してでもやっていくという形で答弁をいただいていたんですけれど、その辺の変わったところというのがもう一度、ちょっとお答えをいただきたいと思うんですけれども。

○**滝川健司委員長** 古田総合政策部参事。

○**古田孝志総合政策部参事** 本年度の委員会の進め方にも関連しますが、本年度当初の委員会の協議におきまして、市の事業戦略である第1次総合計画を実現するためには、何より人材戦略が必要であるという委員会の結論に達しております。

そこで、まず人材育成基本方針を確立しまして、それを中心に据えて人事考課制度を含めたすべての人事給与制度を関連し、展開することが望ましいというような方向性が出されました。まず、委員会としては人材育成基本方針の改定に着手したわけですが、当初は現行の人材育成基本方針、平成19年3月に立てました人材育成基本方針の部分的な改定で済むのではないのかというような見込みでございましたけれども、基本方針の中にあります個別内容の検討を進めていくと、全面的な改定が必要であるということになりまして、その検討に結果的に約6カ月間の期間を要したということでございます。

また、その後の検討におきましては、3月に最終答申をいただきますけれども、先ほど申し上げましたように、人事考課制度の結果を職員の昇給や昇任にも反映することへの提案も予定されておりますので、拙速に人事考課制度の構築に着手するのではなく、委員会からの提案内容を十分に踏まえながら今後の構築手法等について検討していきたいということで、今回、予算の減額をお願いするも

のでございます。

以上です。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** 今のご答弁、大体理解はできたかなと思うんですけれども、人材育成については後で答申というか、固まってということはせんだっての総合政策でお聞きして、人事考課制度についてはこの3月までにまとめていくという報告ではなかったかと思うんです。私が一番今の聞きたいところは、23年度当初の調整の中でそういう意見を出していくというか、委託に出してまでやっていくというのがどうしてそういう、ぼろっと変わっていったのかというのが一番よくわからないところなんですけれども、委員会での流れがそうなったとすれば、そういうことなのかもしれないかもしれませんけれども、やっぱりそういう精神を持ってやろうと、職員も一丸となってやろうと、予算を議会に通していただいてやろうと言っていたものをやっぱり検討委員会の意見を重視したという結果、そういうことで取りやめになったということになったわけですか。もう一度、お願いいたします。

○**滝川健司委員長** 古田総合政策部参事。

○**古田孝志総合政策部参事** そのようなご理解でよろしいかと思います。

以上です。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、長田共永委員。

○**長田共永委員** そのようにご理解したので取り下げます。

○**滝川健司委員長** 長田共永委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、鈴木達雄委員。

○**鈴木達雄委員** 2款1項10目地域情報通信基盤費の中で携帯電話不感地域解消事業、31ページでございます。

移動通信用鉄塔1基取りやめとのことだが、取りやめた理由とこれで不感地域解消に支障

は出ないのか、これからの解消に支障は出ないのか伺います。

○滝川健司委員長 萩野情報システム課長。

○萩野計吉情報システム課長 それでは、移動通信用鉄塔1基取りやめの理由につきましては、当初、作手守義儀光地区の鉄塔整備を予定しておりましたが、携帯電話事業者の自主事業によりまして、この地区の携帯電話の不感が解消されたことに伴いまして取りやめたものでございます。

また、不感地域解消への支障につきましては、ただいま申し上げましたとおり、当地区の携帯電話の利用が可能となりましたので、取りやめたことによる支障はないものと考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 この予算は、目的はとにかく不感地域解消であります。守義地区は、幸運にも事業者がやってくれてよかったなということではございますけれども、ほかにも不感地域があるわけで、そちらへの流用的な予算執行はできなかったのか伺います。

○滝川健司委員長 萩野情報システム課長。

○萩野計吉情報システム課長 ほかの地区への変更ということではございますけれども、この事業につきましては国、県の補助事業でございまして、2年前に要望書を提出し、概算の事業費を確保することとなっております。また、その要望書の中には、その地域の現状や参画する事業者、これは携帯電話事業者でございまして、ここの決定等が必要でございまして、23年の事業におきましては、地域の指定の事業となっておりますので地区の変更ができませんでした。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 この事業については、国、県との関係、限られた地域の解消という目的ということでございました。事業の解消で、

これからの市の不感地域解消、まだまだ何か所かあると思うんですけども、その事業を緩めるといようなことにはならないのか、それだけ確認します。

○滝川健司委員長 萩野情報システム課長。

○萩野計吉情報システム課長 ただいま、鈴木議員からお話がありましたように、まだほかにも不感地域というものを把握しております。これにつきましては、地元の要望を受けまして、文章などで市から直接携帯電話事業者に対しまして不感地域の情報を提供しまして、自主事業をしていただけるように要望しております。

また、この2月に入りまして、国、県から不感地域の調査がございました。この調査につきましても情報を提供しまして、国、県からその自主事業を推進してもらえよう携帯電話事業者に要望してくれるように、また依頼をしたところでございます。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

次に4番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 2款1項1目一般管理費、25節になりますけれども、庁舎等建設基金の積立事業についてであります。

原資積み立てが8,000万円計上、今回されております。現基金の残高及び積立資金計画についてお尋ねいたします。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査室参事。

○片瀬雅好契約検査室参事 それでは、お答えさせていただきます。

現時点での平成23年度末の基金残高見込みでございまして、12億496万454円でございまして。

また、積立資金計画でございまして、現在お示しできるものとしましては、平成22年9月に新庁舎建設プロジェクトチームで作成しました新城市新庁舎検討報告書以外にはございません。したがって、現在はこの積立

資金計画を下回らないように積み立てを行っておりますが、平成24年度、来年度の基本設計段階で具体的な積み上げが見えてまいりますので、資金計画の見直しもその時点での判断でなされていくものと考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 昨年この議会でも、私は同じような形で新年度予算ですか、お尋ねした経緯がありますけれども、22年9月の検討報告書によりますと、27年度までの基金総額を23億円といたしておるわけです、この時点では。しかし、その後、22年11月19日付で総合政策特別委員会に対しての資料配付、各議員に市から提出されました検討資料を見ますと、これは2つの場合で提示していただいておりますけれども、全庁が体育館に集約された場合の基金の積立計画というのが11億2,100万円であります。それから体育館と東庁舎の場合、活用した場合の積立額は13億2,600万円と、これは約でありますけれども、このようになっておるわけです。もう既に、これは資金計画、体育館と東庁舎を仮定した場合になりますと、これは満たしておりませんが、もう少し新年度に向けての努力は必要かなという形になりますけれども、今現在の段階ではもう既に、これは資金計画を満たしているという解釈でよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査室参事。

○片瀬雅好契約検査室参事 4月の臨時会の予算のときにも話をさせてもらったかと思いますが、ただいま新城市としましては、アンケート等も踏まえまして、一体型庁舎を目指しておるところでございます。そういった意味で、現在ご承知のように新庁舎基本構想の答申を踏まえまして、「『市民（ひと）まち 未来』が見える新城型庁舎」実現を目指しまして、基本計画の策定、基本設計、実施設計へつなげていこうとしている段階でござ

いまして、平成24年度の基本設計の段階では基本構想と踏まえまして、防災拠点、市民自治協働や環境政策の視点について、新城市独自性として取り組むべき課題があるのではないかと思います。

したがって、今後、新たに検討していかなければならない課題が多いということでございますので、満たしているか満たしていないかというのは、来年度の基本設計を積み上げている段階でわかってくるものではないかということでございます。

以上です。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ちょっと、もう一回確認したいことがありまして、本年度、今回8,000万円の原資積み立てされるわけです、計画ということで。当初予算も含めて、本年度はどのくらい積み立てられたのでしょうか。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査室参事。

○片瀬雅好契約検査室参事 本年度は、4月補正で1億円、5月補正で2億5,000万円、合わせて3億5,000万円を積み立てさせていただいたものでございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 原資を含めて3億5,000万円ということですね、今回の補正を含めて。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査室参事。

○片瀬雅好契約検査室参事 今回の原資は含めてございません。それに8,000万円と実は補正減も合わせておりますので、トータルとしましては7,300万円ほど積み上げるわけですが、それを合わせますと本年度の積み立てとしましては4億1,978万3,071円となる見込みでございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 私たち議会に対して、昨年の議会、それから臨時も含めてご説明していただいたことに対して、それを今、意を反するような形で今進められてきて、今回上程されているという形になると思います。昨年の

この当初予算のときの質疑、また説明の中身を見ますと、積み立ては主要事業や市民サービスへの影響を勘案して3億円程度までと、はっきりとご答弁されているんです。それに対しての、今回8,000万円余計上されることに対してのしっかりした資金計画というものが、我々議会に対して提示をされるべきものだとは理解するわけでありますけれども、その根拠です、根拠理由をきちっと明白にさせていただいて、今回こういうわけだから積み立てますということになると思うんですが、それについてもう一回確認したいと思います。

○滝川健司委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 ご質問いただきました基金の積み立てでございますけれども、議会の議員の皆様はずっと今まで市長からも申し上げているとおり、年間の庁舎に要する経費については、市民生活、それから市民サービスに影響を与えない程度で、今までの年間の投資的経費の約3分の1程度、3億円を目安にというご説明をさせていただいてきております。

本年度、9月補正をご承認いただいた段階で3億5,000万円という状態になっておりますけれども、今後、庁舎建設において基本設計が固まった段階で、先ほど片瀬参事が申し上げたとおりでございますけれども、基本設計がまとまった段階で再度資金計画を見直すことになると思います。本年度、一般の財源ベースで4億3,000万円の積み立てになるわけでございますけれども、これは答弁させていただいたのは、あくまで市民生活に影響を与えない範囲というご答弁をさせていただいたところですよ。

今回、3月補正につきましては、事業の整理等でかなり減額補正が多額に上っております。その一般財源について、補正予算に計上させていただいたとおり、財政調整基金と庁舎建設基金に振り分けて積み立てをしたいと考えております。これは24年度当初予算で、

庁舎のために4,800万円余の取り崩しを予定しております。そういったこともございますし、今後は庁舎建設の資金計画を立てていくときに、議会の議員の皆様からもいろいろご心配をいただいておりますけれども、自己財源の確保というのが非常に大切だというご指摘を何回かいただいております。そういったことも踏まえまして、今回、積み立てる余力ができましたので、積立金として計上させていただきますところでございます。よろしくお願いたします。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 もう1点、確認したいわけでありまして、先ほど私が言いました平成22年11月19日付で、私たち議会に対して資料を配付していただきました、検討資料ということで。11億2,100万円というのが、全庁が体育館の場合に提示されたものであります。その後の見直しの中で、最終的な精査による実施設計にまで踏み込んだ段階での事業費全体が見えてくるという結論になるかと思っておりますけれども、我々議会としては提示されたものに対して、それを審議していくという立場でありますので、詳細な、やはりその時点での説明というものがやはり必要だと思います。

例えば、来年度、庁舎建設によいよ踏み込もうという段階で、この積立資金がどうも足りないという事態が起こる可能性もあるかもわからないし、逆に大変、基金積み立てが余剰として余ってくるということだってあり得るかもわからない。そういうことも想定しながら、多分、財政当局の皆さんは調整をさせていただきながら、積み立てられるときに積み立てていこうという方針で今現在いるのかどうか、そういうお気持ちならば今回の補正予算について、そう述べていただければ大変理解も進むであろうとは私は思っておりますので、一つ、もう一回、再度、そのところを確認したいと思います。

○滝川健司委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 財政当局といたしましては、総事業費がある程度固まった段階で詳細な資金計画を立てていきたいと思っております。

今後、こういった形で資金を確保していくかということでございますが、議会なんかでも何回か出ましたのが合併特例債の問題がございます。合併特例債、そういった庁舎建設に関して、合併特例債が先にあるということではないと思っております。基本的に自己資金があり、それから合併特例債がありというふうなバランスのとれた財政運営をしていきたいということと、もう1点、庁舎建設時において、他の市民サービスの事業に影響が出ないように財源を確保していきたいと考えております。

一番大切なことは、市民サービスを落とさないということが一番最初でございますので、実際にその建設に当たったときに、スムーズに事業が進行できること、それから市民サービスが低下しないように運営をしていくこと、それから合併特例債の起債範囲をどこまでにしていくかということが並行して検討されていくと思っております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 理解はいたしましたけれども、とにかく住民サービスのしわ寄せ影響というものについては、昨年にかけてもいろいろ台風等々の状況で、市民の皆さんは住民サービスという観点からしても、大変事業縮小というんですか、やってほしいんだけどもできない、事業延長というような事態が起きてきました。それが23年度でありました。ぜひとも来年度に向けて、これはまた新たな財政計画を立てていただきたいと思えます。

次に移ります。次にいいですね。

2款1項8目の車両管理費についてであります。18節であります。

公用車の導入についてであります。低公害車であります。導入予定の車両名及び更新前の車両の下取り、あるいは売り払い額についてお聞きします。

○滝川健司委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 それでは、今回、導入予定の車両でございますが3台予定しております。小型の乗用車1台、それから軽の箱バン1台、それから軽の四輪駆動車を1台予定しております。

それから下取り、あるいは売り払い額はということでございますけれども、小型乗用車に更新するその前の車、カラーラバンでございますが経過年数が17年、走行距離は17万9,000キロ、それから軽の箱バンに更新するその前がハイゼットバンという車でしたが経過年数が13年、こちらも走行距離が17万8,000キロ、それから軽の四駆に更新する予定のトヨタカリブという車でしたが経過年数が16年、こちらは18万623キロという状態でございます。下取りの価格は付いておりません。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 車両名をちょっと教えていただきたいと思えます。車両名です、購入される車両の。

○滝川健司委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 具体的にカラーラとか、そういうことでございますでしょうか。

入札の際は小型の乗用車、例えば1,200cc以上だとか、そういった形でトヨタとかニッサンだとか、車両名を決めて入札するわけではございませんので、小型の乗用車の何cc以上、あるいは軽の箱バンというような形で、トヨタ、ニッサン、スズキだとかいうのが入ってくると思っております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 低公害車とうたってあるものですから、一般的に低公害車というと今はやりのこういうハイブリットだとか、あと

ろいろあります。今の減税対象になっているような車なのかなと私は理解していたんですけど、そうすると導入車によって期間を要する場合は、かなり一般の国民の皆さんが購買するにも半年待つだとかそういうような事態が起きておりますので、その辺でちょっとこの点についてお聞きしたかったわけでありますが、その辺の車両選定というのですか、十分配慮されていると思うんですけども、現在の段階をちょっともう一回、教えていただきたいんですけども。

○滝川健司委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 3月の補正ということでございまして、3月までに納入できるという中で、なるべく低公害、いわゆるヴィッツだとか、いろんな車がエコカー減税等の対象になると思います。そういったもの、それから軽の車でございますので、低公害で3月までに何とか導入できそうだとおっしゃることを確認して、今回補正に上げさせてもらったものでございまして、お願いいたします。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に5番目の質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 お願いします。

歳出2款1項9目企画費、総合計画推進事業、31ページ、地域自治体調査研究事業について。

1、予定されたシンポジウム、フォーラムが開催されなかった理由は。

2、事業の進捗に与える影響をどのように考えるのか、お願いいたします。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 それでは、お答えしたいと思います。

1番目と2番目のご質問は関連いたしますので、あわせてお答えをさせていただきます。

地域自治体制度につきましては、総合計画の柱の一つであります市民自治社会の創造に向け、当初、平成24年度の導入を目指してお

りました。しかし、制度導入のための地元説明会などを通しまして、当初案を修正させていただき、現在、昨年10月に各戸配付させていただきました修正案をもとに、制度導入に向け、鋭意各地区において説明をさせていただいております。

今年度、計画しておりましたシンポジウム・フォーラムは、本制度を導入する前に市民の皆様とともに、その機運を盛り上げ、制度の運用が円滑に推進するように計画したものであります。しかし、現時点ではそのような状況に至っていないと判断いたしましたので、次年度にこの予算をまた計上させていただいております。

なお、地域自治体制度につきましては、現在、各地区において修正案をもとに説明をさせていただき、忌憚のない貴重なご意見をいただいております。今後もこのような地域説明会を積み重ねまして、最短で平成25年度の実施を目標に、制度導入に向け、地域との調整を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 再質疑をお願いします。

今、平成22年度に出されたのを修正されて、23年度10月にそれを持って地区へ回られたということなんですが、昨年度、修正を出すという時点で、このような日程の変更がわかっていたと思うんです。修正案を出さなければ理解をされないということが、平成23年度の当初からわかっていて準備を進めていたと思います。その中で、シンポジウムとフォーラムの開催の内容につきましての変更も考えていなかったのかということについてお尋ねいたします。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 平成23年度の当初予算につきましては、予算の要求の締め切りが大体11月の初めごろになっております。その時点では、まだ各地区できちっと説明したとい

うような状況ではございませんでしたので、こういった制度を見直すということも、まだ想定されておりませんでした。ただ、3月の議会の時点では、もう説明をさせていただいておりましたので、今修正案をつくっておりますということでご回答をさせていただいておりましたが、予算につきましては間に合っていなかったとか、そういった状況にはなかったということでご理解をいただきたいと思えます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 シンポジウムとフォーラムの開催につきましては、先ほど機運を高めるために開きたいということをおっしゃるんですが、せっかく予定していたこのシンポジウムとフォーラムというのを市民の方々になかなか理解されない地域自治区ということであれば、より理解してもらうためのシンポジウムとフォーラムという形を考えていくという方法をとっていくほうがいいのではないかとおっしゃるんですが、その辺について何か話し合いは行われなかったのでしょうか。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 地域自治区の説明につきましては、12月議会におきましても、もっと市民の方々にきちっと説明をするようにというような議会の先生方からのご意見をいただいております。したがって現在、各地域に出かけまして、ひざを交えて、いろんな質疑をいただきながらご回答するという形で制度の説明をさせていただいております。現段階では、その方法が一番市民の方々に身近にわかって、理解されるものではないかと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 各地域に出向いて、丁寧に説明していくということも大変重要だと思いますし、ただ、そこに出てくるのは各区長さんであつたりという、限られた市民という

こともあります。せっかくケーブルテレビ等あるわけですので、これは地域自治区というのは、本当に地域の課題をみんなで解決していくための大事な制度をつくっていくことですので、より理解を深めるために、そういうケーブルテレビ等を利用して、茶の間でもこの地域自治区制度についてのフォーラム等が放送されるような手段をとっていくように、これはやはり区長さんだけの理解じゃなくて、一般市民への理解という点で考えていかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 現在、説明会をさまざまところでさせていただいておるわけですが、今一番多いのは区民総会に呼ばれて、その区民総会の中でご説明させていただくという機会が大変多くございます。役員の改選等の時期ということもあるのかなと思うのですが、そうしたことで決して区長様とか、そういった方々だけを対象に説明会を開いておるのではないということでご理解をいただきたいと思えます。

あと制度設計、これから新年度に向けては、より地域にあった制度設計をしていきたいと考えておりますので、そうしたものがあつた程度固まった時点では、今ご提案いただきましたティーズ等のケーブルテレビ等での説明等も考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 11月に向けて、今いろいろ説明に入っているということ。それから、今市民に向けてもさまざまな形で説明に入っているということなんですけど、22年度に行われた計画ではなかなか理解されずに修正案を出されたんですが、今の段階では市民の方たちの理解度をどのように把握してますでしょうか。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 制度の運営に対するご不安のご意見はいただいておりますが、制度はいいじゃないかという形で、ある程度ご納得をいただいている状況ではないかと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 引き続き、市民自治社会を築くために大事な質疑に入らせていただきます。

2款1項11目の地域振興費、地域活性化推進事業、33ページ、めざせ明日のまちづくり事業について。

(1) 申請件数、申請内容の状況から、市民の主体的な活動が幅広く推進されていると考えられるかお伺いします。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 めざせ明日のまちづくり事業につきましては、平成23年度におきましては18件の申請がありました。対象となる事業分野別数では、子育て、食育、防災などの健康と安全安心のまちづくり事業が4件、観光案内や都市交流などの地域産業振興事業が2件、スポーツ、文化振興などの生涯学習事業が6件、地域内景観・生活環境整備事業が6件となっており、行政区の地域内景観整備活動や地域の活性化を目的としたまちづくり活動、市域全体を対象とした健康と安全安心のまちづくり活動など、幅広くご利用いただいております。

今後もケーブルテレビや広報誌、防災行政無線、区長会での周知、地域担当制度等を活用いたしまして、事業の啓発にも努め、多くの市民の皆様に幅広くご利用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 今年度の申請件数はわかりましたけれども、これはここ何年かずっと続けられている事業なんです、申請件数の状況なんです、ここ何年間どのような状況になってますでしょうか。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 平成18年度は31件の申請がありまして、補助の採択は26件させていただいております。その際、地域審議会等で若干制度の縮小というか、制度をちょっと厳しくしたものですから、平成19年度は申請件数が6件で、補助採択は5件となっております。平成20年度はまた補助制度を若干緩めまして、皆さんが活用しやすいようにしたということで、平成20年が13件で12件の補助、21年は19件で18件の補助、22年は21件で13件の補助、23年は先ほど申し上げましたように18件の申請で18件の補助採択をさせていただいております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 今、ここ何年かにわたっての申請件数を言っていたいただきましたが、その件数、その内容から見まして、この事業は幅広く推進されているかどうかという検証につきましては、いかがお考えでしょうか。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 幅広くという意味をどうとらえていいのか大変難しい問題でございまして、事業分野におきましては、さまざまな活動に充てられておるということで、幅広い事業分野に充てられていると思いますし、また申請件数も19件、21件、18件と、ほぼ毎年多くなったり少なくなったりすることなく申請が上がっておるということで、幅広い申請がされていると今は考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 私は、このところの検証は大事な部分であって、これから地域自治区を進めていって、市民活動をどんどん推進していくためには、この明日まちの事業のところの検証をしっかりしておかないと、これは使い勝手の悪い形のものが行われていくということになります。幅広く、さまざまな

活動に使われていると言われますが、例えば勤めている方たちが明日のまちづくり事業に申請をしたりするときに、企画課の担当でいろいろ説明を聞いたりしなければいけないわけですが、そういう方たちにとって、例えば土日的时候可以に申請ができるのか、そういうことはできるようになっているのでしょうか。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 申請が、例えば平日ですと、時間外にもって相談に来たいというようなご相談がありまして、それについては時間外で私どもが対応をさせていただいておりますので、そうした場合、場合によっては、そうした対応もさせていただいておると私は考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員、補正予算の質疑ですので、よろしくお願いします。

○前崎みち子委員 済みません。

ちょっと、またずれるかもしれませんがけれども、この市民活動の目をどんどん広げていくためにこの予算を付けて、この明日まち事業を市民の方たちに知ってもらって取り組んでもらうという点からいきますと、やはり市民活動サポートセンターとの連携をとりながらやっていくとか、何らかの私は対策をとっていかなければ、せっかく予算をとった不用額がかなり毎年出てきていますので、さらなるいろんな使い勝手のいいものにしていくように、検討をぜひ来年度に向けてもしていただきたいと思いますと思いますがいかがでしょうか。

○滝川健司委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 検討させていただきます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、歳出3款3項2目、39ページです。児童措置費、子ども手当支給事業でございます。

子ども手当制度改正に伴う減額ですが、減額金額に未申請者分も含まれているのかお伺いします。

○滝川健司委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 子ども手当につきましては、昨年10月以降、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づきまして、3歳未満及び3歳以上小学校終了前の第3子以降1人につきまして月額1万5,000円を、また3歳以上小学校終了前の第1子と第2子及び中学生には1人につき月額1万円を支給しております。今回の減額につきましては、未申請の方も含めました制度改正に伴う所要額を確保した上で、不用額を減額させていただくというものでございます。

以上です。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 それで未申請者の方へ、やはりこれは確定申告なんかをやるとわかるんですが、扶養控除も外されるということで非常に大きな額につながっておりますので、未申請者の方への、今、十分それはとっていただいているという判断なんですが、それに対するフォローというか、そうしたことはどうやってされているのか教えていただければと思います。

○滝川健司委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 未申請の方へのフォローということでございますが、10月以降の特措法の扱いでいきますと、3月末までに申請がされれば10月までさかのぼって支給がされるということになっております。ただし、その期限を過ぎると、10月以降3月までの支給ができないという状況が発生しますので、未

申請の方がないように、今現在、未申請の方が233名ほどいらっしゃいます。この方々には、個別に申請の勸奨案内をさせていただいて、確実に申請がしていただけるように手配を、準備をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 1点だけ確認させていただきます。

今の233名というのは子どもの数ということでしょうか。

○滝川健司委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 失礼いたしました。

子どもさんの数ではなくて、受給者、支給の対象の保護者の数が233という人数でございます。これが2月21日現在の未申請の受給者の方です。

以上です。

○滝川健司委員長 長田共永委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 3款3項1目の18節になります児童福祉総務費、放課後児童対策事業のところでお尋ねします。

舟着小、あと東陽小、ここの校区における児童クラブ開設に伴う備品購入ということがあります。今回、前出し予算がいろいろ多い補正予算の中身の中で、来年度へ向けてもちょっとお尋ねする格好になってしまったんですけれども、どのような管理運営をされていくのかお尋ねします。

○滝川健司委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 舟着小学校、東陽小学校区の2校区の児童クラブにつきましては、PTAなど保護者の方から開設のご要望をいただきまして、昨年9月に利用希望のアンケートを実施しましたところ、相当数の利用希望がございましたので、24年度当初から新たに児童クラブの開設を予定しているところでございます。

開設場所につきましては、舟着小学校区では鳥原児童館を使用し、東陽小学校区では小学校のランチルームを共用するというところで、学校の内諾を得ているところでございます。

また、指導員につきましては、現在児童クラブの指導員として登録していただいている方の中から、本人様の希望もお聞きしながら調整をしているところでございます。

今回の補正予算につきましては、以上の新たに開設する2つの児童クラブのための備品と、既存児童クラブの備品の購入という形で予定をさせていただいたものでございます。

以上です。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

歳出4款衛生費の質疑に入ります。

質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 お願いします。

4款3項1目の公害対策費、一般公害対策事業、47ページ、一般公害対策事業について。

1、放射線測定器、環境放射線モニターの購入を予定しているが、どのように活用していくのかお伺いします。

○滝川健司委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 放射線測定器及び環境放射線モニターにつきまして、それぞれ1台の購入を予定しており、その活用についてのご質問にお答えいたします。

放射線測定器については、空間放射線量率を測定する機器で、この1月に測定しました小中学校等を中心に、定期的に測定をしたいと考えております。また、福島原発の状況の変化、その他、必要に応じて随時測定をまいります。

また、簡易な空間放射線量率を測定する機

器である環境放射線モニターにつきましては、市民からの測定だとか、貸し出し等の要望にこたえていくために、貸し出し用として活用してまいります。また、この簡易測定器で市民の方が測定した数値等に異常があれば、先ほどの放射線測定器によりまして、市で改めて調査を行ってまいります。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 1月に調査を市民からの要望にこたえてしていただき、新聞等で発表され、市民の方々は大変安心を得たと思います。即、そこから測定器を購入ということなんですが、1月に行われた場所をまた定期的に測定していくということは、子どもたちがいる場所を中心ということなんですが、1月のときには環境課だけではなくて、児童課だとか教育委員会とかも各課、子どもたちにかかわる課の協力のもとで行われたんですが、今回これからの測定についてはどのように進めていくのでしょうか。

○滝川健司委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 納入されましたら、前回1月に行った調査と同様に、1度は測定をしてまいります。それ以降については、関係各課と調整をしながら、定期的な測定等を考えております。よろしくお願いいたします。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 放射線の測定器ということで、今回の防災計画でも放射線、それから原子力災害応急対策ということが防災計画の中に加わりまして、防災対策課というのが今回立ち上がるというわけですが、その辺との連携については何か考えてみえますでしょうか。

○滝川健司委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 防災及び災害対策に関する業務を所管する部署につきまして、今度市長部局に設置されます。空間放射線量率の測定については環境課で、また災害対策本部

設置時におきましては廃棄物衛生班、環境課が所属している部署ですが、そちらで調査をしていくことになります。よろしくお願いいたします。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 先ほど、モニターという器具が市民からの要望におこたえして貸し出しをしていきたいということですが、これは市民の方にとっても、また安心できる一つの方策というか対策だと思いますが、それを貸し出しや何かにつきましては、これはまた改めて市民への広報とかをやっていく予定でしょうか。

○滝川健司委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 環境放射線モニターにつきましては、納品後なるべく早い時期、4月早々ぐらいに貸し出しができるように、今、貸出規定の準備等をしております。基本的には、市内に居住する住民の方に、朝、貸し出しをして、夕方までに返していただくというようなことを考えております。使用料等については無料ということで今検討しておる最中です。

また、市民へのPR等につきましては、納入後、規定ができました段階で広報、ホームページ等でPRしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出5款労働費の質疑に入ります。

質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 5款1項1目労働諸費、有害獣生息状況調査及び生息図作成事業についてお尋ねします。

313万9,000円の減額とされておりますけれ

ども、生息調査、生息図をもとにして次年度へ向けての成果をどう生かしていくのかお尋ねします。

○滝川健司委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 調査、生息図作成事業につきましては、平成23年11月に完了していますので、12月から地域に出向き、鳥獣害対策について単独で、あるいは農業関係事業の説明会などにおいて鳥獣害対策についても時間をとっていただき、生息図を示し、防除体制の勉強会に活用しております。

また、次年度へどのように生かすかということでございますが、新城・北設鳥獣害対策協議会の事業として地域ぐるみ、集落ぐるみでございますが、その防除対策として防護柵の設置が今年度と同様、来年度も予定されており、希望地区の取りまとめを既に終えて、現在協議会を通じ、県に事業費の要望をしているところでございます。

事業を実施する際には、現場にて効率的、効果的な防護柵の設置についての勉強会を実施する際の資料として、また3月定例会に条例の制定について上程させていただいております鳥獣被害対策実施隊の活動の際には、市内全域を対象に活動を行いますので、活動を行う際における参考資料として活用いたします。

今回、作成しました図には、生息状況のほかに愛知県鳥獣保護区等位置図とあわせて見られるようにメッシュ番号を入力し、鳥獣保護管理計画等を策定する際の参考資料として活用できるようにしておりますが、今後、随時各地区の捕獲おりの設置場所、捕獲場所のほか、先ほど申しあげました防護柵の設置箇所などの入力を行うなどし、被害防除事業に活用してまいります。よろしく申し上げます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ちょっと1点だけ確認をさせていただきます。

先週、実は私ごとでいかなですけど、岡

崎にあります農業大学校がございます。こちらで研修会がありまして、農産物を含めて、特に愛知県の普及所の小出さんという方で、有名な方でありましてけれども、小出さんがいろいろ講演をしてくださって、昨年も本当はやる予定だったんですけども、鳥インフルエンザの関係で昨年は中止になったわけですが、今回、かなり細かい説明をしていただいて勉強してまいりました。

その中で参考になったと思ったのは、本当にこの新城市が今取り組んでこられました、この生息状況調査及び生息図の作成です。これをもとにした地域ぐるみの取り組みというのが非常に可能になっていくと、先ほど答弁の中で、12月以降、地域に出向いてやっているというお言葉をいただきましたので、非常に安心かなとも思いますけれども、一層生かしていただきたいわけでありましてけれども、特に次年度へ向けて、成果をどう生かすのかという点で、もう一回ちょっとお尋ねしたいわけでありましてけれども。私が研修してきたところの中を自分なりにまた生かしていきたいなと思うんですが、我々が昨年、法改正によって環境省が出した基本計画によって、かなり一般の住民の皆さん、資格の持っていない皆さんも、直接、有害獣に対する取り組みについて参加できるような仕組みに4月以降になっていくわけです。それに絡めた生息状況調査と生息図を生かした地域との取り組み状況をどう生かしていくのだというところをもうちょっと明確に示していただければと思いますが、お願いしたいです。

○滝川健司委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 今、丸山委員さんからお話のあったように、地域ぐるみで鳥獣害に対する対策をとれるように、環境省の指針で来年度から行えるというように指針が示されております。それにつきましても来年度のことではありますが、また今検討中ではありますが、別事業で地域ぐるみの取り組みがで

きるようなことを今検討しており、県等と調整をとっております。それによって、集落へ、地域へ、市全体でという取り組みを何とかできないかなど、今来年度へ向けて検討している最中ですので、何とかできたらと思っております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出5款労働費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 6款3項2目の林業振興費、(1)森林整備地域活動支援事業についてであります。

施業面積の減によりまして、大幅な減額となりました。本年度の成果及び問題点についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 それではご説明申し上げます。

森林整備地域活動支援事業につきましては、本年度、森林施業の集約化に必要な諸活動に重点化する形で支援する内容に見直されたところでございます。市としましては、当初、事施主体であります森林組合、並びに県農林公社からの助成申し出により予算化しておりましたが、愛知県からの助成事業の詳細が示されてから十分な期間がなかったことや、その内容が新たな取り組みであったことなどから、今後取り組むに当たっては、間伐等の施業が確実にされる山林に絞り込んだため、実績見込みにより減額となったところでございます。

成果の内容でございますが、年度末の実績報告を待つことになるわけですが、今

回の対象森林内の境界の確認、並びに既存の作業路網の点検や補修をすることによりまして、今後、施業の集約化の促進につながるものと思っております。

次に、問題点でございますが、現段階では今回の林業施策の変革に対応する体制整備が整っていない点でございまして、特に森林施業プランナーの育成などの人材育成が急務と考えております。今後、県・市・森林組合が連携して新たな制度に早く順応し、施業集約化に対応してまいりたいと考えております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 一つだけ確認させて終わりたいと思いますが、この事業そのものをいろいろ私自身も見てまいりましたけれども、大変な労力を要するわけでありまして。大変な労力を要する中で、市としての取り組み体制というのですか、その辺の余力というのがあるのかどうか、本当にちょっと心配なんです。来年度以降も含めて、本当にちょっと大変な仕事になるかなと思いますけれども、プランナーの育成、また市と組合との連携を保っていきたいという今ご答弁をいただきましたが、果たしてそれで本当にしっかりとした事業遂行ができるのかということも心配であります。問題点として、再度、もう一回、今出していただいた問題点を精査していただいて、頑張ってくださいなと思います。

以上で終わります。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 それでは重なるところもありますが、歳出6款3項2目林業振興費、森林整備地域活動支援事業、施業面積が減ることになった理由についてお伺いします。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 今ご答弁したこととダブるわけですが、この支援事業につきましては国の事業でございまして、平成

23年3月31日に要領が一部改正されておりまして、交付の要件が見直されております。

平成22年度までは、森林施業計画を作成する者が市と活動実施協定を締結した上で、施業実施区域の明確化、歩道等の整備の活動にヘクタール当たり5,000円を支援する制度であったわけですが、本年度からは森林・林業再生プランの実行予算ということになりまして、間伐に対する国の補助金が5ヘクタール以上集約化した場合に限定され、地域活動支援交付金も施業集約化に必要な施業地や作業道予定地の現地確認、境界確認、所有者への説明と書面での合意取り付け、施業提案書の作成などの活動支援に変更されました。

また、交付金の対象につきましては、合意形成できた面積地となったことなどがございまして、対象森林の減る理由につきましては、このような条件に当てはまるようなことを事業主体が精査した上の最終的な実績見込みによりまして減額によるものでございます。

特に今回の変更の中身で一番厳しいというところにつきましては、原則として今年度実施したところにつきましては、翌年度までに間伐しなければ返還義務が生じるというようなことで、もし来年度、間伐が実施されなければ、今年いただいた補助金を返すような仕組みになってございますので、より確実に慎重に対応せざるを得ないという状況が面積が減った原因であると思っております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 この活動実施協定者の実績の見込みが減ったことということで、この活動実施協定者というのは森林組合という理解でよろしいですか。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 施業の集約化促進に関するものにつきましては森林組合、それから作業路網の点検、整備につきましては森林

組合、並びに県の農林公社でございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出7款1項3目観光振興費、湯谷温泉街振興事業、51ページでございますけれども、大幅な増額補正が計上されております。今後、年度末、短期間でございますけれども、その大幅な増額に対する需要が見込まれるか、また当初見込みとの大きく違ってきた点はどういうところかお伺いいたします。

○滝川健司委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 A重油の単価につきましては、平成22年4月の時点で1リットル当たり60.90円、それからその後、平成23年2月まではほぼ60円台で推移してきたものが急激に値上がりしまして、23年3月には84円になっておりました。なお、今年度の状況なんですが、当初は80.32円から83.47円だったものが、8月以降は79.80円で推移しています。

平成23年度の予算の積算につきましては、予算編成時期の単価に若干の上乗せをした1リットル当たり64.25円で積算しております。平成23年度は、今年の2月3日に市の観測史上最低のマイナス8.5度を記録したように異常低温が続き、外気温との差が大きくなったことで、A重油の使用量増加が見込まれておりますが、A重油の単価の急激な値上がり当初の見込みと大きく相違したのが主な原因で、特別、今年度の末にかけて短期的に大幅な需要が見込まれるわけではございません。

以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうしますと今、23年度当初予算を立てるときの1リットル当たりの単価と、23年夏以降、リットル当たりの単価が上がってきたという変化ですけれども、これは一般的に考えますと、これだけ大量に使うところというのは大体年間契約で、委託契約をどこと結んでるのかわかりませんが、普通はやるんです。しかも、64円25銭が3月時点で84円に上がってたということなんです。もう23年度当初、議会のときには84円という今説明だったと思うんですけれども、全国平均を調べても23年度のずっと通しを調べてみると、かなりまた値下がりしてきてはおるんです。一つここで聞きたいのは、これは年間の委託契約をある程度の量をまとめて年間の予算を見ると、大体1,700万円前後が毎年の当初予算で重油の予算計上されておるんですけれども、ほぼ大体それで推移してきていると思ったんですけれども、これだけ大幅な単価が上がったというときには、その委託契約の中で後で処理できないかどうか、その辺は一般的に年間契約をやってるかどうか、まず1点そこを聞かせてください。

○滝川健司委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 A重油の単価につきましては、短期的に50円台から一番高いときで20年8月には124.8円を記録しております。かなりの振れ幅があるものですから、年間契約が可能かどうかというのは、ちょっと難しいかと私どもは考えておりますが、ちょっとその辺は業者とも話をしてみますけれども、難しいかなと思われま。

それから、温泉源については市の直営でやっておりますので、実際に1回当たり大体6,000リットル入れるんですが、そのときの単価契約でお願いしております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうしますと、今の年度当初の1,780万円ぐらいでしたか、需用費として今見込んでいる額は、金額的にいってもと

づくに使い切ってしまうという状況で、この予算が認められない、例えばですけれども、もう現状、今の当初予算を使い切ってしまうわけですよね、ちょっと教えてください。

○滝川健司委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 今の段階で予算が約34万円残がございます。ただ、その都度6,000リットルずつ入れておりますので、その入れた日によってはオーバーしていることは十分考えられます。請求については、3月になってからになるかと思えます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと今、わかりかねているんです。今回、480万余の需用費、要するに油費の補正が出ているんですけれども、これは年間通して1,700万円400万円、約25%、4分の1の量を今足りないと言っているんです。これというのは、恐らくまだ34万円あるからというんですけれども、あと残りこの1カ月の支払いの中で、489万7,000円が必要だということになる計算になっているんですか。

○滝川健司委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 今後、当然冬場については使用量が増えます。今後2月、3月において3万リットルずつ入れたと、前年度とかその前の数字を見て計算しますと、約そのぐらいの金額になるかと思えます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 本来、34万円余ってるから、この2月、3月で、あと一月と少しですけれども、3月の支払いが3月分、2月分、3万リットルずつ6万リットルで支払えばという形で、約5万7,000リットルということで金額があってくるという形に私の頭の中ではなるんですけれども、最高値の84円、年度当初84円が今79円ぐらいですか、この辺に下がってきているんですけれども、どう見てもこの需要が一番高い時期といえども、それほどそ

んなに必要かどうかというのが私も非常に疑問ですけれども、必要ならば仕方ないと思うんですけれども。

もう1点、601万1,000円の増額の中に修繕費も倍の111万4,000円という補正予算が出ておるんですけれども、この辺もどのように使っていくか、何を修繕されるのか教えていただけますか。

○滝川健司委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 済みません、修繕料につきましては、バコティンヒーターの制御盤の修繕と、それから消耗劣化部品の取りかえ修繕ということで、これは緊急を要するという判断で修繕するものです。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、下江洋行委員

○下江洋行委員 同じく観光振興費、湯谷温泉街振興事業の(1)は今理解しましたので取り下げまして、(2)の燃料費の値上がり以外の増額要因についてもう一度お伺いします。

○滝川健司委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 燃料費の値上がりの要因なんですけど、若干、今の説明とダブります。ちょっと計算してみたんですが、1月以前のA重油の使用量につきましては、平成22年度が19万リットル、それから平成23年度が19万7,000リットルということで、単純比較ができないのは給油の時期の関係がありますので単純比較はできませんけれども、ここで4%増であるために使用量についてはそんなに大きな原因ではないかなと。やはり、単価が値上がりしたことが主要因であると考えております。

言い方がまずかったかもしれません。

ほかの原因については、要因としては少ないんですが使用量が増えているということが上げられます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 先ほどの加藤委員のときにありました、この冬の低温も一つの単価の値上がり以外の要因と理解したんですけれども、その辺の理解でよろしいんですか。

○滝川健司委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 その解釈で結構です。使用量というのは量のほうで、料金の料ではなくて、量のほうですね。

○滝川健司委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、10款5項3目文化財保護費、設楽原歴史資料館運営事業、63ページです。

受付用作務衣8着、甲冑4領の購入理由、使用目的は何か伺います。

○滝川健司委員長 山内文化課参事。

○山内祥二文化課参事 それでは、作務衣と甲冑の購入の件についてご説明いたします。

これは、設楽原歴史資料館を見学する来館者をもてなす一つの手段として、購入を今回お願いしているものでございます。資料館職員が甲冑等を着用することで来館者を非日常的世界に誘うことができ、資料館での滞在を楽しいものと感じていただくことを目的としております。

また現在、資料館の入館者数は毎年増加しておりまして、購入する甲冑を使って来館者への試着体験などが可能となるなど、資料館のPR効果も一層期待することができまして、さらなる集客力アップにつなげていけるものと考えております。

なお、ご案内のとおり、作務衣は甲冑の下に着るもの、下着の一つでございます。

以上でございます。

○**滝川健司委員長** 鈴木達雄委員。

○**鈴木達雄委員** わかりました。こういった物は、今言ったPR効果、もてなし効果というものを非常に期待するわけですが、もとはなくても何とかなるようなと言っただけですが、備品でございます。ですので、どう活用するかということが非常に大きなこの備品を買う理由になるわけですが、今、設楽原の資料館で使うということでございますけれども、もう少し拡大した使い方いいでしょうか、近々道の駅等も予定されているわけで、長篠にも保存館があるというようなことで、それからある場所によっては市長が着てもいいじゃないかという気もするんですけども、そういったようなPR効果も含めて拡大した使い方を検討されているのか伺います。

○**滝川健司委員長** 山内文化課参事。

○**山内祥二文化課参事** ほかへの利活用のご質問だと思うんですけども、今ご説明しましたように資料館における活用以外に、今、いいご指摘のとおり、長篠城址史跡保存館におきましても使いたいと思っています。あと、のぼりまつりだとか市のイベントなどにも貸し出しなどをしまして、広く皆さんにこういった甲冑などを使って、市のPRの一助になればいいのかなと考えております。よろしく願いいたします。

○**滝川健司委員長** 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

次に、歳出総括の質疑に入ります。

質疑者、長田共永委員。

○**長田共永委員** それでは歳出をお願いいたします。

年度末補正予算において各款多くの備品、物品購入が見られますが、計画的にこれは充てられないものなんでしょうか。

○**滝川健司委員長** 老平財政課長。

○**老平千昌財政課長** 今回、補正予算案に計上させていただいた物品につきましては、大きく分けて3つほどの種類に分けられると思っております。

1つは老朽化などによって修理が困難な状況にある物品、この更新をするもの。それから、国の省令改正等に伴って消火器の更新や市の内部基準による車両の更新をするもの。それから、新しい取り組み、新しい事業でございますけれども、そういったもの。それから、市の体制整備に伴う備品をそろえるものという3種類のものに大体わかれるのではないかと考えております。

このうち、備品の更新、今まで既存にあったものを買いかえるというようなものでございますけれども、その物品の状況にもよりますので一定の年限を切って一律に更新という取り扱いは行っておりません。基本的には使えるうちは使い、修理の部品がなくなった段階、それから製造中止になった段階、そういった段階で更新をするという考え方を持っております。

また、新規の備品等の購入につきましては、先ほどご質問いただきました放課後児童クラブの開設のように、主要な事業ですとか新しい取り組み、こういったものに必要な物品については総合計画の中期計画で予定している時期に予算措置をすることとなり、この部分は計画的に行っているという状況でございます。

なお、新年度早々に事業を開始するような場合は、前倒しして前年度に予算措置をすることもございます。今回補正予算案に措置した物品の中には、新年度の予算要求の中に計上されていたものもございましたが、物品の使用開始時期等を検討し、早急に準備したほ

うがよいものについては前倒しして、今回の補正予算に計上させていただいたところがございます。

以上です。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 重々いるものはどんどん買って、地元経済に貢献していただきたいと思うんですが、少し消火器について今、消防法の改正で設置義務だと思うんですが、例えばこうしたところに、ちょっと細かい点に入って恐縮なんです、同じ課において老人ホームの消火器1本8,500円で、憩いの家だと1本9,000円になるわけなんです、こうした見積もりの取り方等、同じ多分ABC粉末消火器のものだと思うんですが、こうしたところの値段の違いがちょっとわきが甘いんじゃないかなと、違うものならいいんですが、これは同じものか違うものかちょっと教えていただければと思います。

○滝川健司委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 済みません、ちょっと細かい資料まで持っておりませんが、それぞれの場所、場所に合ったものを担当課が要求していると思っております。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 細かい点は、500円で修正予算をかけるとか言うつもりはさらさらなし、別にいいんですが、説明の資料にナンバー7の概要というところで、消火器10本8万5,000円と老人ホーム管理事業では書いてあって、中央老人憩いの家の管理事業で消火器2本が1万8,000円だと、ほかにもあるんですが、この単品の契約にするとここだけだったもので、8,500円と9,000円の値段の違いがあったもので、それをどうこう責めているわけでもなくて、改めて言いたいのは備品台帳とか、そうしたものをいずれにせよ各課で共有して、それぞれが余ったもの、使えるものは使うといった姿勢をつくったらどうかということをお伺いしたいという点でございますの

で、その辺のことをお伺いします。消火器が云々はもういいです。

○滝川健司委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 ご質問いただきました備品の管理の関係でございますけれども、現在、私どもの財務会計システムの一部のシステムとして備品管理のシステムを持っております。現在、登録備品数は、7万件ぐらいの備品数がその中に登録されております。各課でそれぞれ行政目的に沿って使用しておりますけれども、使用が終わった段階というか、その課で使わなくなった段階では会計課へ返納という形をとっております。会計課へ返納をし、破損しているような物は廃棄をいたしますが、それ以外で使える物は、またほかの課で使えるところで使っていくという形をとっております。管理もそういう中でやらせていただいております。

○滝川健司委員長 長田共永委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出総括の質疑を終了します。

以上で、第13号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第13号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第13号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~

次に、第14号議案 平成23年度新城市国民

健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から第22号議案 平成23年度新城市工業用水道事業会計補正予算（第2号）までの9議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本9議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより本9議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第14号議案から第22号議案までの9議案を一括して採決します。

本9議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって、第14号議案から第22号議案までの9議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書並びに委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉会 午後2時31分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 滝川健司